

2019年7月9日

2019－2020年版 FP 書籍 改正対応レジュメ

FP 試験の受験範囲について、2019年6月に以下の改正事項がありました。2020年1月以降の試験を受検される方は以下の注意事項をご参照ください。

【1級】と記載があるものについては、1級試験受検者の方のみご留意ください。

<不動産>

●建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)による改正事項

該当項目	改正前	改正後
建蔽率の緩和 (建蔽率が80%とされている地域以外)	防火地域内： <u>耐火建築物</u> を建築する場合、 建蔽率の数値が10%緩和される。	防火地域内： <u>耐火建築物及び耐火建築物と同等以上の延焼防止性能の建築物</u> を建築する場合、 建蔽率の数値が10%緩和される。 <u>準防火地域内：</u> <u>耐火建築物、準耐火建築物及びこれらの建築物と同等以上の延焼防止性能の建築物</u> を建築する場合、 建蔽率の数値が10%緩和される。
建蔽率の適用除外 (建蔽率が80%とされている地域内)	建蔽率が80%とされている地域内で防火地域内に <u>耐火建築物</u> を建築する場合、 建蔽率の制限は適用されない。	建蔽率が80%とされている地域内で防火地域内に <u>耐火建築物及び耐火建築物と同等以上の延焼防止性能の建築物</u> を建築する場合、 建蔽率の制限は適用されない。
建築確認が必要な建築物 【1級】	特殊建築物で、その用途部分の床面積が <u>100㎡</u> を超えるもの	特殊建築物で、その用途部分の床面積が <u>200㎡</u> を超えるもの
防火地域内の建築物 【1級】	・階数3以上の建築物、または延面積100㎡超の建築物は耐火建築物としなければならない ・階数3未満の建築物、または延面積100㎡以下の建築物は耐火建築物または準耐火建築物としなければならない (50㎡以内の平屋建て、高さ	耐火構造等とした場合と同等に周囲への延焼リスクを低減することができる建築物は耐火建築物等としなくともよい

	2m以下の門・塀などを除く)	
準防火地域内の建築物【1級】	<ul style="list-style-type: none"> ・階数4以上の建築物、または延面積1,500㎡超の建築物は耐火建築物としなければならない ・延面積500㎡超1,500㎡以下の建築物は耐火建築物または準耐火建築物としなければならない ・階数3以上の建築物は高建築物または準耐火建築物または政令で定める防火構造としなければならない 	耐火構造等とした場合と同等に周囲への延焼リスクを低減することができる建築物は耐火建築物等としなくともよい

<リスク管理（年金・社会保険）>

●法人契約の支払保険料の損金取扱いに関する改正

【改正前】

以下のように、商品群ごとの個別通達によって税務上の取扱いが規定されていた。

- ・長期平準定期保険：前半6割期間は1/2資産計上
- ・逓増定期保険：前半6割期間は1/2、2/3、3/4資産計上
- ・医療保険：定期タイプ、終身タイプ（終身払い）とも全額損金
- ・がん保険：
 - ・定期タイプ…全額損金
 - ・終身タイプ（解約返戻金があるもの）…前半5割期間は1/2資産計上

【改正後】

現行の個別通達（長期平準定期保険、逓増定期保険、がん・医療保険）および文書回答（長期傷害保険）を廃止し、単一的な資産計上ルールを新たに創設

**(1) 法人を契約者とし、役員または使用人を被保険者とする保険期間3年以上の定期保険
または第三分野保険で最高解約返戻金率が50%を超えるもの**

区 分	資産計上期間	資産計上額 (残額は損金算入)	取崩期間
最高解約返戻率 50%超70%以下	保険期間の前半40%	当期分支払保険料の 40%	保険期間の75%経 過後から保険期間 終了日まで
最高解約返戻率 70%超85%以下	保険期間の前半40%	当期分支払保険料の 60%	保険期間の75%経 過後から保険期間 終了日まで
最高解約返戻率 85%超	原則、保険期間開始日 から最高解約返戻率 となる期間の終了日 まで	保険期間開始日から 10年間:当期分支払保 険料に最高解約返戻 率の90%を乗じた額 それ以降:当期分支払 保険料に最高解約返 戻率の70%を乗じた 額	解約返戻金相当額 が最も高い金額と なる期間

※資産計上期間または取崩期間以外の期間は、当期分支払保険料の全額を損金に算入する。

※取崩期間は、当期分支払保険料を損金の額に算入するとともに、資産計上した金額の累積額を取崩期間の経過に応じて均等に損金の額に算入する。

※解約返戻率とは、保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額を、それを受け
ることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の合計額で除した割合をいう。

※最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率が最も高い割合となる期
間におけるその割合をいう。

※当期分支払保険料とは、支払った保険料のうち当該事業年度に対応する部分の金額をい
う。

※保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年
齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。

※年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をい
う。

※最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額（1人の被保険者につき2以
上の定期保険等に参加している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額）が30
万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、その支払った保険料の額は、
原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。

(2) 法人を契約者とし、役員または使用人を被保険者とする定期保険または第三分野保険で上記(1)以外のもの

①受取人が法人である場合、②受取人が被保険者または被保険者の遺族である場合、期間の経過に応じて損金に算入する。ただし、②のときで役員または部課長その他特定の使用人をのみを被保険者としている場合は、当該被保険者に対する給与とする。

保険期間を通じて解約返戻金がなく（ごく少額の払戻金のある契約を含む）、保険料の払込期間が保険期間よりも短いもので、当該事業年度に支払った保険料額が一被保険者につき30万円以下のときは、その支払った日の属する事業年度の損金に算入することができる。

<ライフプランニングと資金計画>

- 「全労災」の愛称が「こくみん共済 coop」に変更。

以上